

京都市市税条例の一部を改正する条例（令和7年6月18日京都市条例第3号）（行財政局税務部税制課）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）が公布されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の総所得金額等から、特定親族の前年の合計所得金額に応じた控除額を控除することとします。（第27条、第28条及び第28条の2の3関係）

2 法人の市民税

マンション建替組合及びマンション敷地売却組合が、マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合に改組されることに伴い、所要の規定整備を行います。（第18条関係）

3 市たばこ税

加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとします。
(附則第17条関係)

(1) 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) (1)に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

4 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行います。
- (2) 上記1の改正及び4(1)の改正のうち地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）に係る改正は令和8年1月1日から、2の改正は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、3の改正は令和8年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行します。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月18日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 3 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項第5号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第27条第2項第1号中「扶養控除額」の右に「、特定親族特別控除額」を加える。

第28条第1項第1号中「若しくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは法第317条の2第1項各号列記以外の部分に規定する特定親族特別控除額」を加える。

第28条の2の3第1項中「扶養親族」の右に「若しくは特定親族」を加える。

第37条の11ただし書中「第2条の5の3第1項ただし書又は同条第2項」を「第2条の5の3第2項」に改める。

附則第7条第1項第1号中「第38項」を「第37項」に改める。

附則第17条を附則第16条の6とし、同条の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第17条 加熱式たばこに係る第84条第1項に規定する製造たばこの本数については、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第30条の3に定めるところによる。

附則第24条の2第1項中「第11条の7第3項」を「第11条の6第3項」に、「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改め、同条第2項中「第11条の7第2項」を「第11条の6第2項」に改め、同条第3項中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に改め、同条第4項中「第11条の7第5項」を「第11条の6第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条の改正規定 この条例の公布の日
 - (2) 附則第17条を附則第16条の6とし、同条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
 - (3) 第18条の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行の日
- (市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第27条及び第28条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る改正後の条例第28条第1項の規定の適用については、同項第1号中「法第317条の2第1項各号列記以外の部分に規定する特定親族特別控除額」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

第4条 改正後の条例第28条の2の3第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「公的年金等」という。）について提出する改正後の条例第28条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の京都市市税条例第28条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第5条 改正後の条例第37条の11の規定は、令和8年以後の各年において支払の確定した退職手当等（改正後の条例第36条に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）について提出し、又は交付する特別徴収票について適用し、令和7年以前の各年において支払の確定した退職手当等について提出し、又は交付する特別徴収票については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、改正後の条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たば

こに係る改正後の条例第84条第1項に規定する製造たばこの本数は、同条第2項及び改正後の条例附則第17条の規定にかかわらず、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）附則第11条に定めるところによる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（行財政局税務部税制課）